

令和4年第1回砂川市議会臨時会

令和4年2月2日（水曜日）第1号

○議事日程

開会宣告

開議宣言

日程第 1 会議録署名議員指名

議事日程報告

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第 1 号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

閉会宣言

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員指名

増井 浩一議員

武田 真議員

議事日程報告

日程第 2 会期の決定

自 2月 2日
至 2月 2日 1日間

日程第 3 議案第 1 号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

○出席議員（12名）

議長 水島 美喜子 君

議員 中道 博武 君

佐々木 政幸 君

飯澤 明彦 君

北谷 文夫 君

辻 熱 君

副議長 増山 裕司 君

議員 多比良 和伸 君

武田 真 君

増井 浩一 君

沢田 広志 君

小黒 弘 君

○欠席議員（0名）

○議会出席者報告○

1. 本議会に説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

砂川市長 善岡雅文

砂川市教育委員会教育長	高橋 豊
砂川市監査委員	栗井 久司
砂川市選挙管理委員会委員長	信太 英樹
砂川市農業委員会会長	関尾 一史

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

副 市 長	湯 浅 克 己
病院事業管理者	平 林 高 之
総務部長者	熊 崎 一 弘
総務部審議監	安 原 雄 二
市民部長	河 原 希 之
保健福祉部長	安 田 貢 久
経済部長	中 村 人
経済部審議監	東 藤 正 人
建設部長	近 藤 恭 史
建設部技監	小 林 哲 也
病院事務局長	朝 日 紀 博
病院事務局次長	山 田 基
病院事務局審議監	渋 谷 和 彦
総務課長	板 垣 博
政策調整課長	井 上 守

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

教 育 次 長	峯 田 和 興
指 導 参 事	小 林 晃 彦

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

選挙管理委員会事務局長	熊 崎 一 弘
-------------	---------

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者は次のとおりである。

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 一 久
-------------------	---------

7. 本議会の事務に従事する者は次のとおりである。

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	山 崎 敏 彦
事 務 局 係 長	斎 藤 亜 希 子

開会 午前10時00分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 おはようございます。ただいまから令和4年第1回砂川市議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長 水島美喜子君 本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員指名

○議長 水島美喜子君 日程第1、会議録署名議員指名を議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、増井浩一議員及び武田真議員を指名いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第2 会期の決定

○議長 水島美喜子君 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、2月2日の1日間にしたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、会期は1日間と決定いたしました。

◎日程第3 議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算

○議長 水島美喜子君 日程第3、議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長 熊崎一弘君 (登壇) 議案第1号 令和3年度砂川市一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

今回の補正は、第11号であります。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,349万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ142億3,439万2,000円とするものであります。

第2条は、繰越明許費であります。4ページ、第2表、繰越明許費に記載のとおり、3款民生費、1項社会福祉費の住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業について令和4

年度に繰り越すものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますが、説明の欄の頭に付してある二重丸は今年度の臨時事業であります。

10ページをお開きいただきたいと存じます。3款民生費、1項1目社会福祉総務費で二重丸、住民税非課税世帯等臨時特別給付金支給事業に要する経費3億5,349万4,000円の補正は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対し1世帯当たり10万円の現金を給付するための経費であり、具体的な該当者は、令和3年1月10日の基準日において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税であり、住民税課税者の扶養親族のみから成る世帯ではない世帯または新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、非課税世帯と同様な事情であると認められる世帯いずれかに該当する世帯に対し給付するものであり、内訳は、支給事務実施に当たり事務補助員の報酬150万1,000円、職員手当として時間外手当及び期末手当182万4,000円、通信運搬費として申請書等の郵送代85万1,000円、給付事業実施におけるシステム改修委託料330万円、住民税非課税世帯等臨時特別給付金として対象世帯当たり10万円、3,450世帯分、3億4,500万円、その他の経費は、共済費30万6,000円、旅費4万7,000円、振込手数料38万円などであります。

以上が歳出であります。

次に、歳入につきましては5ページ、総括でご説明申し上げます。15款国庫支出金で3億5,349万4,000円の補正は、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業費の給付事業費及び給付事務費補助金であります。

以上が歳入であります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長 水島美喜子君 以上で提案説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんでしょうか。

小黒弘議員。

○小黒 弘議員 (登壇) それでは、議案第1号での質疑を行いたいと思います。

今提案説明で住民税非課税世帯に対しての1世帯当たり10万円というお話を聞きましたが、もう少し詳しく支給の対象者についてお伺いをしたいと思います。例えば非課税世帯と、もう一つ提案説明であったのは家計急変世帯もということだったので、その辺も併せてお伺いをしたいと思います。

2点目は、支給方法なのですけれども、こちらも具体的にご説明をいただきたいと思います。

3点目は支給の時期についてもお伺いをいたします。

それから、先ほど提案説明での繰越明許費の関係なのですがけれども、これ全体としては3億4,500万円の給付事業になっていますが、令和4年度に繰り越す分が9,839万5,000円ということで、この辺の繰り越すべく根拠と内訳についてをお伺いします。

以上です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 (登壇) それでは、ご質疑いただきました点につきまして順次ご答弁申し上げます。

提案説明にもございましたが、今回の住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、国のコロナ克服・新時代開拓のための経済対策に基づき、新型コロナウイルス感染症が長期化する中、様々な困難に直面した方が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう住民税非課税世帯等に対して1世帯当たり10万円の現金を支給するものであります。ご質疑がございました事業の対象者についてであります、これは大きく2つの類型に分かれ、1つ目は基準日である令和3年12月10日時点において世帯全員の令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯で、そのうち住民税課税者の扶養親族等のみから成る世帯を除く約3,150世帯を見込んでいるところであります。2つ目は、令和3年度分の住民税均等割が課税されている世帯において新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、住民税均等割が非課税である世帯と同様の事情にあると認められる家計急変世帯で、こちらは約300世帯を見込んでいるところであります。なお、本給付金は生活保護世帯も支給対象となっております。

次に、給付金の支給の方法についてであります、本給付金は公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律の規定に基づく特定公的給付に指定されているため、支給要件の確認等のために必要となる課税情報等を事前の事務処理に利用することが可能となっております。これにより、令和3年度分の住民税均等割が非課税で支給要件を満たす世帯を抽出し、当該世帯に対して昨年度に実施いたしました特別定額給付金の振込口座に本給付金を振り込むことの可否に係る確認書等を返信用封筒を同封の上、送付することとしております。当該世帯につきましては、振込口座を確認あるいは別に指定の上、原則3か月以内に確認書を提出することで申請行為を行わずに給付金を受領することができるものであります。また、家計急変世帯につきましては、令和3年1月以降の任意の1か月の収入により年収見込額を推計した収入見込額の申立書及び申請書を提出いただき、申請内容を審査の上、支給を決定した場合には申請者から指定された金融機関口座に給付金を振り込むものであり、この申請については令和4年9月30日まで受け付けるものであります。

次に、給付金の支給の時期についてであります、令和3年度分の住民税均等割が非課税である世帯に対しましては、今月中旬に本給付金の振込先口座情報に係る確認書等を郵送し、確認書の提出を受けた後、給付金の振込が3月中旬以降となる旨の支給決定通知書

を発送する予定であります。また、申請が必要となる家計急変世帯につきましては、広報すながわ2月15日号及び市ホームページで周知の上、3月1日から申請の受付を開始し、申請内容を審査の上、支給を決定した世帯には随時指定口座に給付金を振り込む予定であります。

次に、繰越明許費につきましては、家計急変世帯の関連の支出については受付が令和4年9月30日までということで、主に年度を繰り越して対応を図ってまいるところであり、その給付費及び事務費分としまして必要な額を繰り越すものであります。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大体分かったのですけれども、支給の対象者ということでは世帯全員が非課税でないと駄目だということですね。これもしも世帯分離をした場合、つまり具体的に言うと例えばおじいちゃん、おばあちゃんが2人いて、この方は非課税であった。たまたま娘さんも同居しているのだけれども、この娘さんは課税があると。そういうときは全体非課税世帯だということなので、ここは対象にならないのだろうとは思うのですけれども、ただ娘さんとそのお父さん、お母さん2人が世帯分離ということもあると思うのです。その場合には対象者となり得るのかどうなのかをお伺いをしたいと思います。

それから、生活保護の場合も今回は支給対象ということなのですけれども、こちらの場合は収入という形になるのか、収入認定になっていくのかどうなのか、この10万円が。聞こえますか。いいですか。

それから、特に分かりづらかったのは家計急変世帯というところなのですけれども、要するに300世帯ほどあると。これ令和4年9月までの任意の1か月の収入に12か月を掛け算するということなのですが、例えばこの任意の1か月が、それこそ今後令和4年9月までの任意の1か月ですから、例えば雇い止めがあったりとか休業なんかで収入がゼロという場合もあると思うのですけれども、これゼロ円に12掛けてもゼロだから、多分対象者にはなるのだろうと思うのですけれども、ゼロ円ということをどう証明したらいいのかということがあると思うのです。給料でももらっていれば、それが減額になればその給料の証明書で分かるけれども、もしゼロの場合だったらどう証明したらいいのかというのはなかなか難しいのかと思うので、その辺の具体的なお話を伺いたいと思います。

支給方法の関係でもこれから3か月以内に確認書をそれぞれの対象世帯のところに送るということだったのですけれども、先ほど法律のことで何か前段に説明があった、そのところがよく分からなかつたので、これまで福祉灯油なんかのときでも送ってあげればいいのではないか、対象者にというのは私も言つたし、そちらのほうが親切になるのではないのという話だったのですけれども、そこは勝手に税務のことを見たら法律違反になるのだと。ですから、そういうことはできないのだというお話は前回の臨時議会だったか予算審査特別委員会かであったのですけれども、今回の場合は非課税世帯に対して確認書ということは、もうそこが非課税の世帯ですと分かっているということなのだと思うのです

けれども、そこを保健福祉部が送ると、あなたのところは非課税世帯に該当しますという何かを送るということなのですけれども、それは先ほど言った法律違反にはならないのかどうなのか、もう一回そのところをしっかりとお伺いをしたいと思います。

それと、これは先ほどの家計急変世帯のことなのですけれども、大体今後広報していくときにどのくらいの年収というか、だと非課税世帯に該当しそうだというのはうちも条例を持っているので、ある程度の、例えば家族構成によって、一人だったら大体年収幾らぐらい、申請を受けてしっかりと確認をしてオーケーになるかどうかとなっていくと思うので、ある程度の年収の目安みたいなものは広報されたほうがより親切なのかと思いますので、その辺はどのようにお考えなのかをお伺いします。

そして、最後なのですけれども、例えば前回の18歳未満でしたか、以下でしたか、10万円配るときは、かなり他の自治体よりも早め早めで、福祉灯油も結構早く砂川市はやってきましたのですけれども、実はこの件に関して私のところにも何件か問合せがあって、砂川市はまだなのという話があったのです。少し他自治体よりも後れを取っているかと思っているのですけれども、その辺何で砂川市は遅いのかを併せてお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 それでは、順次ご答弁申し上げますが、まず世帯分離に関するご質疑ですが、今回の給付金の対象、非対象の世帯の状況に関してどのような形となるかという点については、基本的には基準日、昨年の12月10日現在の世帯が非課税であるかどうか、例えば一つの家でも世帯を分離されて住民登録をされているケースもあるかと思いますが、その場合にはあくまでも住民登録を基本に考えるということで、仮にそれぞれの世帯が全員非課税、また課税者の扶養ではないという要件を満たすのであれば、それはそれぞれの世帯が該当になると。基準日時点の世帯で考えるとご理解いただきたいと存じます。

続きまして、生活保護世帯の収入認定につきましては、これは国から収入認定はしないと、対象になる中、これをまた別途経費からということはないということで通知がなされているところでございます。

3点目としまして、収入がゼロ円であるという証明をいかに行うかということは、家計急変の場合、あくまで申告という形でございますので、これはご本人の申告、仮に誤っているということであれば後ほど返還になるということも国から通知されておりますが、必要に応じて例えばそれを挙証する書類、預貯金などを見せていただくこともあるかもしれません。例月振り込まれているものが今月ないということが証明されれば、これは該当になってくると考えているところでございます。

また、4点目、今回の国の法律に基づく課税情報の取扱い等についてでありますと、昨年成立しました公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関

する法律で指定される給付については、これは特別な取扱いといいますか、課税情報についても事務担当者がご本人の同意のない形で取り扱うことが可能と、地方税法上の守秘義務が解除されるということで国から通知がなされておりますので、所管する福祉部局が直接的にはお送りすることになると考えておりますが、そのように全庁的な情報の取扱いということが可能な法律の中での事務執行となってまいります。

続きまして、年収のラインについての対応ということで、その広報でありますと、例えは今回の家計急変がいわば住民税非課税ラインを下回る方が該当になってこられると。仮に給与収入の方で申しますと、障がい者の方やひとり親の方などは非課税ラインが別途定められておりまして、年収で申しますと約204万円以下というラインになってまいりますが、そのほかの均等割の非課税の基準といたしましては、単身の方であれば年収で93万円、扶養の方がお一人いらっしゃれば年収で138万円といった基準になってこようかと思っております。このような収入基準の目安については、ホームページ等で周知を行い、ご理解いただけるように努めてまいりたいと考えてございます。

最後に、当市における今回の給付金事務処理の対応でありますと、今回の補正予算の提出に当たりまして、ある程度精度のある非課税者の予算額という形で予算案を編成させていただきたいということで対象者の絞り込みに時間を要したところではございますが、国からは年度内には支給をするようにという形での通知もなされておりますので、これにつきましては確認書を提出いただければ3月中旬以降できる限り一日でも早い形での支給という対応を図ってまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 小黒弘議員。

○小黒 弘議員 大体分かったのですけれども、最後に今月中旬に確認書がまず対象と思われる世帯に送られる、そして今もお話しになった3月中旬以降になる。これはあまり具体的ではない言い方なのですけれども、今の話でいくと3月中旬以降だけれども、4月を超えないぐらいの間という解釈でいいのかどうか、これは最後の確認ですけれども、お伺いをします。

○議長 水島美喜子君 保健福祉部長。

○保健福祉部長 安田 貢君 3月の具体的に何日かという点につきましては、この後議決をいただいた後システムの改修について契約をいたしまして、そこで明確な目安の期日が定まってまいりますので、現時点では明確には申し上げられませんが、確実に確認書の返送が早い方は3月の中旬、そしてそれ以降に確認書を提出いただいた場合には若干遅れてまいるかと思いますけれども、早急な支給に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長 水島美喜子君 他にご発言ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決します。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長 水島美喜子君 以上で日程の全てを終了しました。

これで令和4年第1回砂川市議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時30分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年2月2日

砂川市議会議長

砂川市議会議員

砂川市議会議員